【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2019年3月15日

【四半期会計期間】 第34期第1四半期(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

【会社名】 株式会社原弘産

【英訳名】 HARAKOSAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本貴文

【本店の所在の場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 津 野 浩 志

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894

【事務連絡者氏名】 取締役 津 野 浩 志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第33期 第 1 四半期 累計期間	第34期 第 1 四半期 累計期間	第33期
会計期間		自 2017年11月1日 至 2018年1月31日	自 2018年11月1日 至 2019年1月31日	自 2017年11月1日 至 2018年10月31日
売上高	(千円)	232,817	175,937	863,189
経常利益及び経常損失()	(千円)	8,593	9,102	4,640
当期純利益又は 四半期純損失()	(千円)	8,244	79,695	4,647
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数	(株)	73,692,398	73,692,398	73,692,398
純資産額	(千円)	61,065	99	71,197
総資産額	(千円)	1,832,257	1,815,783	1,821,039
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額 ()	(円)	0.11	1.08	0.06
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	3.3	0.54	3.9

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 - 3 第33期第1四半期累計期間及び第33期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第34期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更があった事項は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(上場廃止基準への抵触について)

当社株式は、平成30年11月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となりました。東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文では、9ヶ月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3ヶ月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあっては、3ヶ月)以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上にならないときは、上場廃止になる旨規定されております。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前事業年度において26,578千円の営業利益を計上しましたが、当第1四半期累計期間においては3,172千円の営業損失を計上いたしました。さらには、一部の金融機関等からの借入に関し、事前に状況説明を行った上で約定利息の支払いのみを支払い、元金の返済を猶予いただいている状況です。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、これらの状況を早急に解消するため、以下の施策を実施しております。

財務面について

物件を売却して有利子負債の圧縮を進めてまいりましたが、賃料収入がある物件をこれ以上売却することは、黒字化に向けた施策とは逆行するため、原則いたしません。また、賃料収入が無く資金繰りへの影響が軽微なたな卸資産については販売により資金回収を図ります。

なお、今後は、再建に向けたご協力を得るべく、個別に交渉を続けていく方針ですが、特に一部金融機関等からの借入に関し返済期限が到来したことで期限の利益を喪失した状態の有利子負債が2件存在し、その債権者様との間で長らく交渉を続けておりました。その結果、1件は債権譲渡がなされ、新債権者との間で返済期限の延長及び金利の変更について合意に至りました。さらには、残りの1件についても新たに締結した金銭消費貸借契約による資金を充当し弁済いたしました。これにより、期限の利益を喪失した状態の有利子負債は無くなりました。なお、その他の金融機関等からの借入に関しては、事前に状況説明を行った上で約定どおり元金の返済及び利息の支払いを行っている、又は、借入先と良好な関係を保っており、約定利息の支払いは行った上で、元金の返済を猶予いただいている状況であり、弁済の正常化について協議を続けてまいります。

事業活動について

建売については、今期より、中古住宅の再生再販に注力した事業展開にシフトする計画です。

不動産賃貸管理事業につきましては、管理会社としての体制を整え、「管理」における手数料収入や管理物件の増加、自社物件・ウィークリー事業の高稼働を維持し、安定した利益計上を目指します。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、日本政府による経済政策等を背景として、企業業績や雇用情勢の 改善が見られており、引き続き緩やかな回復基調で推移する一方で、米国の通商政策や米中貿易摩擦、隣接諸国の 動向等の懸念材料もあり、経済への影響が不透明な要素も顕在化してまいりました。

不動産業界におきましては、不動産価格が持ち直しつつあるものの、広く地方まで普及するには時間がかかるものと思われます。

このような状況下、売買仲介や建売住宅2棟の販売、賃貸住宅の斡旋、管理物件の取得に注力いたしましたが、前期のような販売用不動産の売却が無いことや臨時株主総会に関する費用負担、債権者との弁済に合意できたものの当社の認識している債務と弁済額との差額発生により特別損失を計上したこと等から前年同四半期比で減収減益となりました。

その結果、当第1四半期累計期間におきましては、売上高は1億7千5百万円(前年同四半期比24.4%減)、営業損失は3百万円(前年同四半期は営業損失3百万円)、経常損失は9百万円(前年同四半期は経常損失8百万円)、四半期純損失は7千9百万円(前年同四半期は四半期純損失8百万円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

不動産分譲事業

不動産の売買仲介については、競売物件関係の媒介委託を数件引き受けており、山口県内や大分県で契約・引渡しを進めました。アパート等の収益物件の管理を委託されているオーナー様より、収益物件の売買について委託を受け、契約を完了しており、第2四半期に寄与する予定です。完成した建売住宅2棟については、第2四半期に売上計上を予定しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は8百万円(前年同四半期比85.3%減)、営業利益は4百万円(前年同四半期は営業損失1百万円)となりました。

不動産賃貸管理事業

当該セグメントの柱である当社の収益物件やウィークリー事業における家賃収入は、自社ビルに入居していた 法人テナントが退去したことにより、営繕収入は、前年同四半期のような規模の工事がないためそれぞれ前年同 四半期比で減少いたました。一方で、アパマンショップにおける斡旋は好調で、手数料売上が前年同四半期で増 加いたしました。また、人員の配置を変更したことにより前年同期比で人件費が減少したため、当該セグメント 全体の売上は減収ながら利益は増益となりました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は1億6千7百万円(前年同四半期比3.2%減)、営業利益は3千7百万円(前年同四半期比22.6%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当第1四半期会計期間末における流動資産は2億7千5百万円となり、前事業年度末に比べて7百万円減少しました。前払費用の減少8百万円が主な要因であります。

固定資産

当第1四半期会計期間末における固定資産は15億2千7百万円となり、前事業年度末に比べて9百万円減少しました。土地の減少5百万円、その他の減少3百万円が主な要因であります。

流動負債

当第1四半期会計期間末における流動負債は6億4千4百万円となり、前事業年度末に比べて8億3千8百万円減少しました。短期借入金の減少7億9千6百万円、未払金の減少3千8百万円が主な要因であります。

固定負債

当第1四半期会計期間末における固定負債は11億7千万円となり、前事業年度末に比べて9億4百万円増加しました。長期借入金の増加9億3百万円が主な要因であります。

当第1四半期会計期間末における純資産は0.09百万円となり、前事業年度末に比べて7千1百万円減少しました。

この結果、当第1四半期会計期間末の総資産は18億1千5百万円となり、前事業年度末に比べて5百万円減少しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題 はありません。

(4) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、または改善する ための対応策

当社は、前事業年度において26,578千円の営業利益を計上しましたが、当第1四半期累計期間においては3,172千円の営業損失を計上いたしました。さらには、一部の金融機関等からの借入に関し、事前に状況説明を行った上で約定利息の支払いのみを支払い、元金の返済を猶予いただいている状況です。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、これらの状況を早急に解消するため、以下の施策を実施しております。

財務面について

物件を売却して有利子負債の圧縮を進めてまいりましたが、賃料収入がある物件をこれ以上売却することは、黒字化に向けた施策とは逆行するため、原則いたしません。また、賃料収入が無く資金繰りへの影響が軽微なたな卸資産については販売により資金回収を図ります。

なお、今後は、再建に向けたご協力を得るべく、個別に交渉を続けていく方針ですが、特に一部金融機関等からの借入に関し返済期限が到来したことで期限の利益を喪失した状態の有利子負債が2件存在し、その債権者様との間で長らく交渉を続けておりました。その結果、1件は債権譲渡がなされ、新債権者との間で返済期限の延長及び金利の変更について合意に至りました。さらには、残りの1件についても新たに締結した金銭消費貸借契約による資金を充当し弁済いたしました。これにより、期限の利益を喪失した状態の有利子負債は無くなりました。なお、その他の金融機関等からの借入に関しては、事前に状況説明を行った上で約定どおり元金の返済及び利息の支払いを行っている、又は、借入先と良好な関係を保っており、約定利息の支払いは行った上で、元金の返済を猶予いただいている状況であり、弁済の正常化について協議を続けてまいります。

事業活動について

建売については、今期より、中古住宅の再生再販に注力した事業展開にシフトする計画です。

不動産賃貸管理事業につきましては、管理会社としての体制を整え、「管理」における手数料収入や管理物件の増加、自社物件・ウィークリー事業の高稼働を維持し、安定した利益計上を目指します。

当社は、引き続き、安定収益の見込める賃貸管理部門の強化、不動産売買仲介の強化、中古戸建住宅等のリフォーム販売及び新築戸建住宅の販売の積極的推進等を通じて、収益力を上げていく予定です。

(5) 研究開発活動

EDINET提出書類 株式会社原弘産(E03993) 四半期報告書

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,700,000
第 1 種優先株式	29,550,000
計	294,700,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式294,700,000株、第1種優先株式29,550,000株であり、合計では324,250,000株となりますが、発行可能株式総数は294,700,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年 1 月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年3月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	73,692,398	73,692,398	東京証券取引所 市場第2部	単元株式数は100株で あります。
計	73,692,398	73,692,398		

- (注) 提出日現在において第1種優先株式は発行しておりません。
- (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

決議年月日	2018年11月9日
新株予約権の数(個)	2,210,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 221,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	442,000,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	2018年11月13日~2023年11月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会による事前承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	

提出日の前月末(2019年2月28日)における内容を記載しております。

- (注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
 - 2. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調

EDINET提出書類 株式会社原弘産(E03993) 四半期報告書

整式」という。)により算出される額又は本項第(2)号に掲げる各事由(ただし、本項第(2)号 の事由を除く。)により、行使価額の調整が行われる場合の1株当たりの払込金額のうち、いずれか低い価額に行使価額を調整する。

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権者しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力 の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本 号 ないし の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内に 交付された株式数 = (調整機能により当該期間内に

調整後行使価額

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、 行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額 を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引い た額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値

(当日付で終値のない日数を除く。)又は、調整後行使価額を適用する日の直前取引日の終値のいずれかの高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年11月1日~ 2019年1月31日		73,692,398		500,000		50,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2018年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,675,700	736,757	
単元未満株式	普通株式 12,898		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	73,692,398		
総株主の議決権		736,757	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,500株(議決権25個) 含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式67株が含まれております。

【自己株式等】

2018年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社原弘産	山口県下関市細江町二丁 目2番1号	3,800		3,800	0.01
計		3,800		3,800	0.01

2 【役員の状況】

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2018年11月1日から2019年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(2018年11月1日から2019年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人元和による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

	前事業年度 (2018年10月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2019年 1 月31日)
安 产 小 切	(2010年10月31日)	(2013年1月31日)
資産の部 流動資産		
	175,961	175 05
現金及び預金		175,85 12,85
営業未収入金 商品	11,010 291	12,00
販売用不動産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79,435	79,43
似元用个割库 仕掛販売用不動産	2,515	1,56
未収入金	1,761	
		2,12
前払費用	11,627	3,30
その他	1,756	1,27
貸倒引当金	896	97
流動資産合計	283,462	275,73
固定資産 カバロウタネ		
有形固定資産	702 704	704.04
建物(純額)	762,784	764,33
構築物(純額)	269	25
車両運搬具(純額)	1,889	2,2
工具、器具及び備品(純額)	3,764	3,42
土地	729,357	723,4
その他	3,333	4 400 7
有形固定資産合計	1,501,398	1,493,7
無形固定資産	0.400	0.00
ソフトウエア	2,403	2,2
電話加入権	4,265	4,2
無形固定資産合計	6,669	6,4
投資その他の資産		
投資有価証券	7,830	5,9
出資金	950	9:
破産更生債権等	213,391	213,3
敷金及び保証金	20,729	20,72
貸倒引当金	213,391	213,3
投資その他の資産合計	29,509	27,59
固定資産合計	1,537,577	1,527,8
繰延資産		
新株予約権発行費	-	12,20
繰延資産合計		12,23
資産合計	1,821,039	1,815,78

		(単位:千円)
	前事業年度 (2018年10月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2019年 1 月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	13,557	10,229
短期借入金	1,176,901	380,543
1年内返済予定の長期借入金	76,499	76,546
未払金	83,114	44,838
未払法人税等	1,957	1,228
未払消費税等	3,882	2,218
預り金	113,446	117,886
賞与引当金	8,330	4,200
その他	5,510	7,075
流動負債合計	1,483,199	644,766
固定負債		
長期借入金	196,231	1,099,729
退職給付引当金	17,060	17,695
長期預り敷金保証金	48,409	49,406
繰延税金負債	1,928	1,356
その他	3,011	2,728
固定負債合計	266,642	1,170,917
負債合計	1,749,841	1,815,683
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金	597,753	597,753
利益剰余金	1,028,994	1,108,690
自己株式	1,963	1,965
株主資本合計	66,795	12,901
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,401	3,056
評価・換算差額等合計	4,401	3,056
新株予約権	-	9,945
純資産合計	71,197	99
負債純資産合計	1,821,039	1,815,783

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

		(単位:千円)
	前第1四半期累計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)
売上高	232,817	175,937
売上原価	194,099	130,357
売上総利益	38,717	45,580
販売費及び一般管理費	42,206	48,753
営業損失()	3,489	3,172
営業外収益		
受取利息	0	-
貸倒引当金戻入額	466	-
受取手数料	780	-
維収入	671	478
営業外収益合計	1,917	478
営業外費用		
支払利息	7,003	5,192
新株予約権発行費償却	-	1,112
雑損失	18	103
営業外費用合計	7,021	6,408
経常損失()	8,593	9,102
特別利益		
固定資産売却益	462	309
特別利益合計	462	309
特別損失		
遅延損害金	<u> </u>	70,789
特別損失合計	<u>-</u>	70,789
税引前四半期純損失()	8,130	79,581
法人税、住民税及び事業税	114	114
法人税等合計	114	114
四半期純損失()	8,244	79,695

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度において26,578千円の営業利益を計上しましたが、当第1四半期累計期間においては3,172千円の営業損失を計上いたしました。さらには、一部の金融機関等からの借入に関し、事前に状況説明を行った上で約定利息の支払いのみを支払い、元金の返済を猶予いただいている状況です。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、これらの状況を早急に解消するため、以下の施策を実施しております。

財務面について

物件を売却して有利子負債の圧縮を進めてまいりましたが、賃料収入がある物件をこれ以上売却することは、黒字化に向けた施策とは逆行するため、原則いたしません。また、賃料収入が無く資金繰りへの影響が軽微なたな卸資産については販売により資金回収を図ります。

なお、今後は、再建に向けたご協力を得るべく、個別に交渉を続けていく方針ですが、特に一部金融機関等からの借入に関し返済期限が到来したことで期限の利益を喪失した状態の有利子負債が2件存在し、その債権者様との間で長らく交渉を続けておりました。その結果、1件は債権譲渡がなされ、新債権者との間で返済期限の延長及び金利の変更について合意に至りました。さらには、残りの1件についても新たに締結した金銭消費貸借契約による資金を充当し弁済いたしました。これにより、期限の利益を喪失した状態の有利子負債は無くなりました。なお、その他の金融機関等からの借入に関しては、事前に状況説明を行った上で約定どおり元金の返済及び利息の支払いを行っている、又は、借入先と良好な関係を保っており、約定利息の支払いは行った上で、元金の返済を猶予いただいている状況であり、弁済の正常化について協議を続けてまいります。

事業活動について

建売については、今期より、中古住宅の再生再販に注力した事業展開にシフトする計画です。

不動産賃貸管理事業につきましては、管理会社としての体制を整え、「管理」における手数料収入や管理物件の増加、自社物件・ウィークリー事業の高稼働を維持し、安定した利益計上を目指します。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。 なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四 半期財務諸表には反映しておりません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間	当第1四半期累計期間
	(自 2017年11月1日	(自 2018年11月1日
	至 2018年1月31日)	至 2019年1月31日)
 減価償却費	6,659千円	8,583千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2017年11月1日 至 2018年1月31日)

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

- 1.配当金支払額
 - 該当事項はありません。
- 2.基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2017年11月1日 至 2018年1月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セク	ブメント	△ ≒1	調整額	四半期 損益計算書
	不動産 分譲事業	不動産賃貸 管理事業	合計	(注) 1	計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	60,197	172,619	232,817		232,817
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	60,197	172,619	232,817		232,817
セグメント利益 又は損失()	1,103	30,370	29,266	32,756	3,489

- (注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 32,756千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2 セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		△ ÷I	調整額	四半期 損益計算書
	不動産 分譲事業	不動産賃貸 管理事業	合計	(注) 1	計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	8,856	167,080	175,937		175,937
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	8,856	167,080	175,937		175,937
セグメント利益 又は損失()	4,972	37,243	42,216	45,389	3,172

- (注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 45,389千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2 セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年1月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2018年11月 1 日 至 2019年 1 月31日)
1 株当たり四半期純損失金額	0円11銭	1 円08銭
(算定上の基礎)		

四半期純損失金額	8,244	79,695
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額	8,244	79,695
普通株式の期中平均株式数(株)	73,688,530	73,688,430

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在 株式が存在するものの四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年3月15日

株式会社原弘産取締役会御中

監 査 法 人 元 和

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山野井 俊 明

指定社員 業務執行社員 公認会計士 加藤由久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社原弘産の2018年11月1日から2019年10月31日までの第34期事業年度の第1四半期会計期間(2018年11月1日から2019年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(2018年11月1日から2019年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社原弘産の2019年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において26,578千円の営業利益を計上したが、当第1四半期累計期間においては3,172千円の営業損失を計上している。また、一部の金融機関等からの借入に関し、元金の返済猶予を受けている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。